平成 23 年度第 2 回金沢市景観審議会

日時　平成 23 年 8 月 29 日（月）午後 2 時～午後 4 時

場所　金沢市役所 7 階　全員協議会室

1.開会

2.局長あいさつ

3.会長あいさつ

4.議事

(1)審議事項

　金沢市景観計画（変更案）の一部見直しについて

　（太陽光発電設備等の設置に係る景観形成基準の改正）

（水野会長）　それでは(1)の審議事項、「金沢市景観計画（変更案）の一部見直しについて」ということで説明をお願いします。

（事務局）　景観政策課の新保と申します。これより資料とこちらのスクリーンを使ってご説明いたします。

　第 1 号議案「金沢市景観計画（変更案）　太陽光発電設備等の設置に係る景観形成基準の改正の一部見直しについて」ご説明いたします。

（以下スライド併用）

　この案件は前回の審議会において審議いただき、了承していただいておりますが、その後、先ほど局長からの説明もありましたように、6 月から 7 月にかけて事業者説明会やパブリックコメントを実施した際に出た意見をくみ取り、計画部会の方で審議してきた内容について今回見直し案をお示しするものです。

　その事業者説明会およびパブリックコメントで出た意見についてご説明します。まず基準については、建築物の最上部以下とする。また、陸屋根設置の場合、設置面周囲のパラペット高さ以下とする。やむを得ず超える場合はルーバー等の目隠し修景などにより建築物との一体性の確保に配慮する。こういった三つの基準に関しての意見でした。

　意見としては、大手住宅メーカーですが、パネルの取り付け角度が 10 度、パラペットか

ら突出する部分が300㎜程度、こうした景観に配慮したものでも前回の基準であれば不適合になってしまう。また、建築基準法上こうした建物は型式認定住宅ということで、仮にパラペットより高くなった場合でもルーバーなどの設置が不可能になってしまう。そういった意見。それから事業者説明会においては、既存建築物の構造強度の面から、その建物が古い場合、どうしても強度面が弱い部分があります。そういったことで必要以上にルーバーなどを新たに設置するものは困難になってきます。そういった意見がありました。

この三つの基準を再度ご説明します。これは前回示した画像になりますが、建築物に設置する場合は建築物の最上部以下とするということで、建物よりも少しでも突出する場合、これらを一律に不適合というような基準を示しておりました。また、陸屋根に設置する場合は設置面周囲のパラペットの高さ以下とする。やむを得ず超える場合はルーバー等の目隠し修景等により建物と一体性の確保に配慮するということで、このように中間階になった場合でも一律にパラペットの高さよりも低くするか、それを覆い隠すような建物の一体性を確保するようなルーバーの設置を求めるという基準になっておりました。

今回その修正事項について説明いたします。一つ目は、今ほどあった意見とは別に法令の解釈上、太陽光発電設備等の定義や位置付けを修正した点があります。こちらは届出の内容や規模に関しての変更はありません。ただ、景観形成基準の掲載する項目の建築物、工作物の区分を整理したものです。

二つ目は、先ほどのパブリックコメントなどの意見を受けて、景観形成基準案を見直しております。それは「建築物の最上部以下とする」という表現などの基準を削除して、「一体的に見える形態とする」という表現に統一することです。この考え方としては、多少の突出は許容し、突出の程度においては運用の中でルーバーなどによって建物の一体性を確保するように誘導するという考え方になります。

ここから届出の対象規模についてご説明します。対象規模、対象については変更はありません。ただ、太陽光発電設備という定義付けの部分で変更点があります。これは前回示したもので、「太陽光発電設備等」というものを、「太陽光発電設備、その他これらに類するもの」ということで表現しておりました。

また、届出の対象については、建築物の屋根や外壁と一体と成すものは建築物の基準を

適用するということ。また、それ以外のもの、据え置き型、架台型、地上設置については、新たに工作物として規則に追加して工作物の基準を適用します。これが前回示された内容です。

今回定義付けの変更および対象を整理したものがこちらです。まず、定義付けに関しては「太陽光を電気に変換するための設備および太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備」を太陽光発電設備等と定義付けした点が変更点です。

対象については、届出対象の整理を行っておりまして、建物と一体を成すもののほかに、建築物に電気、給湯、暖房等を供給するものを建築物の基準を適用しようと、法解釈上の問題点から位置付けを整理しております。

2 番目の方は、上記以外の地上設置ものを工作物の基準の適用に持っていくというような変更点です。届出対象となってくるものは、前回示したように太陽光発電設備そのものと、屋根の上の太陽熱を利用した温水器が対象となります。

続いて規模です。規模に関しては、前回お示ししたものから変更はありません。まず景観形成区域ということで、まちなかの伝統環境保存区域や、近代的都市景観創出区域に関しては、建築物に設置する場合はすべて対象となります。地上に設置する場合はパネル面積が 10㎡以下のもの以外を除外して、10㎡を超えるものは届出対象にすることに変更はありません。

また、景観形成区域以外の大まかに言うと郊外部になりますが、こちらも前回お示ししたところで、建築物に設置する場合は、高さ 10m を超える建築物に設置するもの、またはパネル面積の合計が 50㎡を超えるものが対象となります。また、地上に設置する場合に関しては、パネルの高さに関係なく、パネル面積が 50㎡を超えるものが届出対象となります。

ここからは景観形成基準の見直しについてです。変更部分に関しては、変更案を具体的に示しますので、おさらいの部分も含めて今からご説明いたします。

まず、建築物、工作物の配置に関する基準ですが、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。現行基準でもこういった手引書で示しておりますように、まず設置する部分を、目立たないような場所に設置するよう、これは精神規定というか、努めるという表現になっております。これは現行の基準を生かす形で残しております。この

部分は変更しておりません。

続きまして、建築物の形態意匠の基準の項目になります。屋根および屋上に使用または設置する場合、一体的に見える形態とすることを原則または基本とするという形の基準です。先ほど説明した変更点の一文に集約する形になります。具体的には、こうした勾配屋根の場合、寄棟の棟や谷など稜線に合わせた形状ということで、こういう配慮をする。それから、そのほかに一体的に見える配慮としましては、瓦など屋根素材とのすき間が小さいもの、それから太陽光発電設備そのものが薄型のものであったり、少し瓦調の、段葺き風になったりというものも、配慮の一つになります。

また、下の写真に示されているものは、軒先の方にカバーをかける、こういったものも一体的に見える配慮の一つとして考えています。

また、細かな点になりますが、こういった建物に設置した場合に配管が目立ってきます。それを同色系のものにするなど、これは具体的に基準としてではなく、一体的に見える基準の解釈上の配慮としての一部分になります。内容の中では、これは現在示したとおりで、変更した点ではありません。

今回の見直しの対象となったのはこちらの方です。こういった2階の建物で、屋上に太陽光発電設備を設置した場合のものですが、通常、発電効率がいいのは約30度といわれていますが、このように傾斜角度を抑えて、建物の陸屋根とほぼ一体的に見えるのではないかというような形態も、住宅メーカーによっては設置例としてあります。そういったものを、屋上から多少突出する形態であっても、建物と一体として判断するというように変更点として挙げています。

また、建築物の最上部以下とするなど、現在一律に高さ規制をしておりました。この部分に関しては、建築物の屋根や屋上の突出を最小限に抑えて、今ほどの写真にありましたように、建物と一体的に見える形態やそのものの配置を、そういった一体的に見えるような場所に配置するといったことを考えていただくという意味の変更です。また、どうしても太陽光発電設備だけでは一体的に見える形状にならないといった困難な場合については、前回の基準にあるようなルーバーなどを使って一体的に見える配慮を誘導する。これは運用面でしたいと考えております。

このルーバー等の一体性の確保については、現行の基準にもありまして、こちらの方は

太陽光発電に限ったものではなく、屋上に関してはできる限り屋外設備を設置しないという現行基準があります。その中でやむを得ず設置する場合は、こういったキュービクルであるとか、高架水槽であるとか、そういう建物の上部にある、機器だけではどうしても一体性の確保が困難なものに対しては、スカイラインがそろうようなルーバーを建物と一体性の確保という観点から運用していくという位置付けで、現行基準に用意されたものです。こうしたものと併せて、見直した基準をカバーするような誘導ができるかと思っております。

さらに外壁の部分に関しては、こちらからは変更はありません。外壁に使用する場合、または設置する場合に関しては、その他の外壁と調和するようにするということについては、前回もご審議いただいたとおりです。外壁の中でも、配慮事項としては、配管などに関しても、外壁と同系色の配管を利用したり、こういったものも配慮事例の一つになると考えております。

続きまして、工作物の配置・形態意匠に関する基準です。こちらの方は「地面に設置する場合でやむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により望見できないよう工夫する」という表現があります。こちらに関しては、計画部会の方でもご意見をいただいておりまして、「望見できないように」という表現がありますが、完全に隠すことは不可能だと考えております。いろいろなルーバーであるとか植栽などによってすき間から見えたり隠れたりする、そういったものの体裁をよくするようにということで、その辺に関しては運用面で誘導したいと考えています。表現に関しては変更はありません。

その次に、「建築物に設置する場合、建築物の形態意匠に準ずるものとする」という表現があります。こちらの方は今回新しく追加しております。こちらの方は最初に法令解釈上の工作物、建築物の区分がありましたが、同様の形態になったとしても、工作物と判断されたり、建築物と判断されるものが出てきますので、そういった意味で、建築物に設置された工作物の太陽光発電設備であっても、建築物と同様の基準が適用されるものです。

具体的に写真でいうと、地上設置の場合の配慮としては、こういった背面部分に関して、歩道に面する部分に少し植栽、生垣をしたり、完全に隠せないにしても圧迫感を軽減する

ようなこと、そういったものを誘導するための基準としています。

続きまして、パネル自体に関してですが、ここは建築物・構造物の色彩という項目になります。パネルの色彩は、屋根および屋上に使用または設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを原則基本とするという表現にしています。こちらの方は変更はありません。また、外壁に使用する場合、こちらの方もその他の外壁の色彩と調和するものとする。こちらも変更はありません。また、パネルは反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。こちらは市内全域にかかわってくる基準になります。

実例としては、こちらに示している写真のように、左側は単結晶といわれる発電効率の良いもので、少し価格が高いものです。こちらの方はほぼ黒系のものになります。右側の方が多結晶タイプで、一般的にかなり出回っているものです。こちらの方は各社に確認したのですが、国内の大手メーカーに関しては、ほぼこのような形で濃紺色と判断できると考えています。

以上が説明になります。手元の方の資料番号１の１ページに戻っていただきまして、今後の変更スケジュールについて補足で説明いたします。変更スケジュールが資料１の下の方にありますが、これまで５月にこの審議会の方で１回審議いただきまして、それを７月の頭から７月いっぱいかけてパブリックコメントを実施しております。このパブリックコメントと事業者意見交換会を基に変更案を８月 22 日の計画部会で審議しております。この規則改正が伴いますので、現在、規則改正に基づくパブリックコメントを実施しておりまして、10 月１日に金沢市景観計画告示、それから規則の施行を予定しております。11 月１日に効力発生という表現があります。こちらの方は行為着手が、要は太陽光発電設備を設置するのが 11 月１日以降になるものが対象になるという意味です。これは景観法に基づく届出をする際に、30 日以上前に手続きをしなければいけないという規定があり、着手制限が１カ月かかります。そのために１カ月ずらした形でスケジュールを組んでおります。

今回ご了解いただければ、この内容を、少し言葉の基準であいまいな部分もあるので、先ほど示した景観計画の手引書を今回の太陽光発電設備を補う形で修正して、事業者説明会を再度実施していきたいと思っておりますし、ホームページなどでもそういった資料を

公開していこうと考えております。以上が説明になります。

（水野会長）　ありがとうございます。ただ今のご説明にありましたように、この件については5月の景観審議会で審議しております。その後、パブリックコメントや事業者意見交換会でいろいろな意見が出て、それに伴って変更点を8月22日の計画部会で審議したということです。そういうところから計画部会の部会長である川上委員から補足などがありましたらお願いいたします。

（川上委員）　今説明いただいたとおりで、特に意見等はありませんが、先ほど説明があったように、工作物として設置するものについて、地上設置型のものは望見できないように工夫するという表現だけだと、植栽とかルーバー的なものによる工夫が難しいということで、計画部会では、そういうものも許容するようにしたらいいということになりました。ただ、その後、事務局の方で検討されて、運用規定の中で対応したいということなので、それでよろしいのではないかと思います。

（水野会長）　ありがとうございました。
　それでは皆さん方からご質問、ご意見等をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

（越智委員）　よろしいでしょうか。先ほど定義的なものがありまして、太陽光発電設備等というものはこういうものを指すのだよというご説明がありました。それはそのとおりだと思うのですが、それは建築物の基準が適用されるもの、あるいは工作物の基準が適用されるもの、両方に共通なものだと思っているのですが、いただいた計画変更案に「届出等の対象となる工作物」と一番上に書いてある、太陽光発電設備等に括弧して光や熱が含まれるということで、これは注釈的に入っているのでしょう。同じ太陽光発電設備等ということは、その前の１ページに出てくるのです。こういう言葉の定義は最初にあるべきものだと僕は思うのですが、なぜここで工作物だけがこういう追加というか、表現があるのでしょうか。

（事務局）　まず、届出対象に太陽光発電設備等が出ていて、その次のページに書いてあ

ることについては、景観法では、建築物という定義は建築基準法とはっきりと定義されていまして、工作物に対する定義付けはないのです。工作物の届出対象については、各景観行政団体である市町村において条例で規定しています。その条例で規定したものの、工作物というものはこれだけですよというのは現行でも指定していまして、その中の一つに今回の太陽光発電設備を追加したということで、現行の表現を踏襲して、工作物のところに定義付けているということです。

最初のページに太陽光発電設備等をどうしても表記しなければいけなかったのは、届出対象が太陽光発電設備等とそのほかの工作物で少し扱いが違う、要はパネル面積、ここではモジュール面積と言っていますが、そういったものの定義付けをどうしてもここに出さなくてはいけないということがありまして、こちらの方に「太陽光発電設備等」という文言があるのですが、定義付けに関しては工作物の中に加味したという、というのは、特別扱いせずに工作物の列挙の中に、このようにしたという形になっています。

（越智委員）　確かに建築物と工作物の定義が違うことは分かっているのですが、この工作物の定義を見ていただきますと、門・塀だとか、いろいろと書いております。これはどなたか見ても建築物ではないと感じられると思います。ただ、今の太陽光発電設備等は、屋根の上に置こうが、地上に設置しようが、同じものだと思うのです。ですから、建築物と工作物と定義を変えるという、その辺がちょっと・・・。

（事務局）　すみません、ちょっと説明不足でした。こちらの工作物の欄は、太陽光発電設備等で括弧でくくった後に、「建築物以外のもの」という表現の仕方がしてあると思うのですが、おっしゃるとおり、建築物でもあり、工作物でもあるものです。建築物に関しては、建築基準法の用語の定義が入ってきて、電気や湯を供給するものはすべて建築物です。だから建築物という定義を使わなくても、太陽光発電設備は建築物の扱いになるという、これは法令化したところです。工作物に関してはそういった定義付けがないので、表現しないといけないという形で表現しました。だから、太陽光発電設備等という定義は建築物でも使います。ただし、工作物でこの定義の中に入れたのは、太陽光発電設備等の中でも建築物以外のもの、わざと「以外のもの」と入れたのは、そういったものが既に含まれているという解釈です。分かりにくい表現ですが。

（越智委員）　分かりました。法令のことはなかなか難しくて。

（事務局）　5 月の景観審議会の際には、やはり市民の方が分かりやすい表記ということで、屋根にあっても、独立であっても、工作物扱いという表現でいこうと思ったのですが、今の規則で、届出対象にするときには、法令を読んでいくと、既に屋根の上にあって設置するものは建築物扱いにせざるを得なかったのです。それで表現は同じ、同じ扱いで誘導するために抜けがないようにやったというのが今のような形になります。市民にはできるだけ分かりやすく説明して進めていきたいと思います。以上です。

（越智委員）　もう一つよろしいでしょうか。いろいろなことで、これは運用で対応しますと。例えば屋根の突出をできるだけ抑えましょうというところでは、運用でということにもなりますが、何が何でもかちかちに決めてくださいとは決して申しませんが、運用でというのがルーズになってくるのではないかという気もするのです。従って、運用等については、マニュアルだとか、運用規則だとか、そういうものは当然作られるものと考えてよろしいのでしょうか。

（事務局）　現在考えられる範囲のものについては、先ほど言いました運用の手引きというか、運用のものを公開していこうと思いますし、今後説明会でもそのようにしていこうと思います。ただ、いろいろな製品が開発されている中で、非常に決め決めの基準になってしまうと、ある意味で環境政策にブレーキをかけるという話にも解釈されてしまう場合もありますので、その辺はいろいろなケースが出てきたものを、難しい判断については、専門部会である建物部会の審議において担保したいと思いますし、それが積み重なってくれば、また基準にプラスすることもできますし、この基準を再度見直しを掛けなければいけないということも考えていますので、この太陽発電設備については、いろいろな技術進歩が早いですから、見直しを前提で考えています。

（越智委員）　分かりました。ありがとうございました。

（水野会長）　大事な点を確認いただいたと思います。お願いします。

（小林委員）　前回お聞きした方がよかったのかもしれませんが、今回ちょっと拝見して、より詳細というか、細かく基準を運用されている感じがしますが、実はこの点は、例えば金沢の東山地区は、いわゆる屋根瓦の街並みです。確かに戦前は石置屋根ですから変わったのかもしれませんが、戦後の現象として、北陸の雪に合わせた、釉薬を付けた黒瓦というのが戦後の観光の一つの宣伝に使われたと。

これは黒いシート状のものとか、そういうものでクリアすればそう目立たないのかもしれないけれども、逆に光輝くというか、反射する屋根瓦の持ったつやの家並を観音町から見ると非常に美しく見えるというか、一つの景観だと思うのです。

そういうことを考えた場合、果たしてこれは金沢全域に、旧市街地を含めて、すべてそのように対応していいのかなと思います。あるいはもう少し厳密に、景観をごく限られたものにするという考え方があっていいのかなと。その辺のところもちょっと個人的かもしれませんが、疑問に思っていまして、それをどのように考えたらいいのか、お伺いしたいと思います。

（事務局）　前回も少しそのようなご意見があって、今年度ですが、今おっしゃった例えば東山周辺だとか、寺町の方から見下ろすというか、確かに俯瞰景として影響がある部分が出てくる可能性はあると思います。ただ、今年度それは調査しておりまして、その部分も細かな規定として見直さなければいけない場合は今後見直していく。ただ、すべて網羅したものが規定として出るようにしないと届出を開始しないとすると、これもまた金沢市にとって影響も大きいということで、今回、計画部会や建物部会でそういったご意見が審議の場に出て、それを踏まえて調査もやっていっておりますので、それは追加として今後考えたいと思っています。現時点では何もルールがないというのではなくて、スタートの最低限のレベルとして、こういった基準で運用を開始したいというのが検討委員会からの提言にもありまして、事務局としてもそう考えています。

ただ今の小林委員の質問なのですが、景観条例として、指定する景観形成区域に関しては約 1000ha あります。そちらの方は今の基準で原則基本、そういう便宜的な、景観条例の線引きでは今のルールでいきますが、それよりももう少ししっかり守った方がいいなと。例えば伝統的建造物群の保存地区であったり、そういうところはこのルールでは不十分だと思います。そちらは区域の決められた中で、さらにもう少しきめ細かい誘導法を詰めて

いくことを考えています。以上です。

（水野会長）　今のことも非常に大事な点かと思います。ほかにありませんか。どうぞ。

（平田委員）　資料の 2 ページにいろいろと条件がありますね。外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するもの。また、外壁に使用または設置する場合、パネルの色彩は、その他の外壁の色彩と調和するものと。こううたっていて、非常に景観に対してはそういう基準にしているのでしょうが、こういうものはどこまで既存の建物や外壁に、これから新しく設置する太陽光の色彩をどこまで強調していいものか、どこまで規制していくのか、これは金沢だけ独特の考えでやっていくのか。現在いろいろな住宅街でいろいろな建物も、金沢のまちなかではないのですが、いろいろな町を見ますと、建物そのものの色彩も個々にいろいろな色彩があります。こういうものも、こういう太陽光を設置する場合は規制していくのか。これは非常に個々の問題が随分生じてくるのではないかと。まさか太陽光発電設備を設置するために、「あなたの住宅は外壁が合いませんから、外壁から改築してください」「改修してください」と、ここまでやると、せっかくこれから太陽光の時代を迎えるときにどうするのかなと、個人的にちょっと疑問に感じました。

　それと公園とか、公共空間から直接見える場所はなるべく設置しないようにと書いていますが、これにしたって、設置する必要がありますと、やはり太陽光ですから、太陽の光をどんどん吸収できるような方角も考えるでしょうし、いろいろなことを考えていくのですよね。そういうことに対する指導をこれからどうしていくのか、ちょっと疑問に感じています。

（水野会長）　お願いします。

（事務局）　まず外壁に関しては、既存の建物の外壁まで塗り替えろということは言いません。だから、パネルを設置した際に既存の色とどう調和させるか、それと設置する形ですが、特にこういうモジュールというのは四角い成型のものが多いので、奇抜な形はまず考えられないと思いますが、そういったものも、例えば建物が建って、窓が付いているようなものと、ソーラーパネルを設置しているものですとサイズがないとかというところでの判断になるかと思います。ただ、既存の外壁自体、既に景観上の基準の中で、禁止色な

どがうたわれているときに、それが赤だったり、ブルーだったりすれば、改修する際にはそちらも合わせてくださいという指導はすると思いますが、そういった禁止されているようなものでなければ、当然パネルをそれに合わせてという形になります。

あと、設置する場所が望見できる場所には設置しないよう努めるという表現に関しては、確かに方位からいったら南がどうしても設置面になってくるということは当然ありますので、がちがち運用するという形ではなくて、もし設置するところに余裕というか、いろいろな方位で多少考慮できるのであればという形になると思います。また、通常、細い路地などでしたら、公共空間からは、たとえ前面になったとしても見えないということもありますので、どちらかというと形態意匠の基準にあるような建物との一体性ということを重視したいと考えております。

（事務局）　追加の説明なのですが、先ほどの資料にあったように、景観形成区域というのは、できるだけこれでやらせていただいて、周辺環境と調和させていただくということで指導しています。景観形成区域以外は戸建て住宅程度のものは届出対象にはしていません。今の太陽光パネルに関しても、郊外へ行くと戸建て住宅に設置されている程度のものは一応対象にならないので、同じように周りの景観と合わせてやっていただきたいというのが私どもの考え方です。できるだけ外壁に関しても合わせていただけたらと思っています。規制という概念で指導していくというものではありません。

先ほどのもう１点の公共空間に関しても、太陽光の方位と効率性もあると思います。それらを勘案しながら、できるだけ周囲の景観に大きな影響を与えないように設置していただきたいという趣旨です。

（平田委員）　なぜこういう質問をしたかというと、私は地域の代表として、前回の景観審議会でも、こういうものがいろいろと個々にできておりますが、私は米丸地区なのですが、あそこに県道の野田専光寺線があります。これは以前から、前の山出市長も随分と、ここは金沢の玄関なのだということで景観対策にいろいろと力を入れまして、われわれも地域として、あそこに沿道景観形成協議会があるのです。そこの役員会にも顔を出しますが、先ほどの質問に関連するか、しないか分かりませんが、あの通りには企業がいっぱいあります。そこでは看板は醜いから外しなさいと。醜いからという提案が出てくるのです。それでもやはり、協議会で個別にそういうことを説明してあげても一向に外してくれない。

当然かもしれません。いくら景観、景観と言っても、個々の企業の看板まであまりよろしくないとか、色彩が悪いとかと言っても、なかなか進まないのです。

　そういうところも置いて、今回のように色彩を調和しなさいとかとやっていくと、何度も言いますが、果たしてどこまで指導できるのか。これは本当ですよ。地元には沿道景観形成協議会はありますが、やはり地元の人は地元なりに大変そういうものに力を入れてやっていますが、一向に良くならないということが現実なのです。行政の方で、今回のようなルールづくりをしているが、こういうものは金沢の旧市街地、中心部に対する物の考え方ではないのですか。

（水野会長）　いかがでしょうか。

（事務局）　今日の審議の対象は、景観法に基づく景観条例の指定区域です。今、平田委員がおっしゃった西インター大通りでは、これまでも平成5年から西インター景観形成協議会を地域の方々に立ち上げ具体的な運動をしています。平成17年、金沢市の自主条例の沿道景観形成条例で指定させていただいき、建物や屋外広告物の景観誘導をしております。同時に道路の愛護活動にも協力していただいおります。昨今そういうものが浸透してきて、例えば愛護活動や落葉清掃に沿道の企業の方にも積極的に加わっていただいていますし、今の屋外広告物に関しても新しくできた基準に合わせて外していただいたところも出てきています。景観に関しては乱れたところからスタートしている西インター大通りなので、時間はかかると思いますが、地域の方々のご理解をいただきながら改善の方に向かっていると思っています。

（水野会長）　西インター大通りも沿道景観形成区域で、非常に大変な作業だと思っております。ただ、事務局から今説明がありましたように、3年、5年でころっと変わるのではなく、20年、30年かかって少しずつ少しずつ変わっていくという景色で考えますと、例えばほかの都市に行っても、国道沿いの看板だらけの景色と金沢の景色はだいぶ変わっているというのは、多分5年、10年たったら随分違ってくるのではないかと思います。そういう意味では、景観というのはなかなか大変な、日常の努力が積み重なっていかないと駄目なのと、一つ一つの市民というか、業者というか、そういう人たちの努力の積み重ねでしかないので、なかなか大変な作業ですが、そういう意味で、いつも決めたようにできない

ではないかというジレンマを感じるところです。

（黒川委員）　7 月 28 日に伝統的建造物群保存地区保存審議会があり、このソーラーの話も出ました。先ほど小林委員もおっしゃったのですが、例えば卯辰山麓のあたりは、確かにあそこがとても景観的にいいのだよというのも重要な一つの要素なのです。それで、景観審議会の今までの活動形態からいきますと、今ご提案になっている以上のことはできないのですよね。その審議会でも私はちょっと申し上げたのですが、もう少しソフトなというか、施策で、例えば卯辰山麓の地域の人たちだって、これから先、政府も盛んにその構想を推進しているわけですから、われもわれもソーラーを設置するということになれば、どんどん申請されると、景観審議会はとても追い付かないことになってきます。私がそのときに申し上げたのは、例えばその特別地域の方たちは確かに恩恵も受けるかもしれないけれども、とても規制が厳しくて、経済的にも不利を被るかもしれないので、そういうものは例えば市の設備の、例えばその地域の小学校の屋上だとか、そういうところにその人たちができない分を設置すると。その人たちが設置しようと思うときには、どちらにしても 200 万円とか 300 万円というお金が要るわけですから、そういうお金を出していただいて、代わりに金沢市が代表してそれを造って、もうかったお金はその方たちにお返しするというような施策が考えられないかと思うのです。これは完全に景観審議会の審議の範囲を超えていますから、その所管のところで考えていただかなくてはならないと思いますが、そのぐらいしないと、これから先どんどん案件が出てきて、対処できないところがたくさんあるという気が私はしています。

（水野会長）　太陽光発電については、多分どこの地域の伝統的環境地区も頭も悩ましているのではないかと思います。特にわれわれの知っているイタリアなどは、フィレンツェにしても、ベネチアにしても、シチリアにしても、あの茶色の屋根がきれいなわけでして、あそこに黒い太陽光発電が載ったら、もうあの景色は全部駄目になってしまうと思います。日本の場合は黒い瓦だから少し近いのと、それから、いつか太陽光発電も瓦の上にぺたっと張るような、曲面でも大丈夫なような太陽光発電が出てくると思うのです。そのときにどうするのだという話になったり、いろいろとすると思います。技術の日進月歩と合わせながら、われわれの町のレベルでは、これは「ノー」と言いたいねとか、これは「イエス」でもいいのではないかという、その微妙な判断をどう下すかというのは非常に難しい。こ

れを杓子定規に決めてしまうとなかなか難しいと思いますし、そうかといって運用というのも、先ほどからのご質問にもありましたが、これはなかなか大変です。それを計画部会の方では、川上委員、伝建的なところと、この太陽光発電についてはどういう議論になっているのでしょうか。

（川上委員）　伝統的建造物保存地区は東山、今は卯辰山山麓ということで、かなり大きく指定されましたので、ここは基本的にはできるだけ認めない方向で、別に運用されていくということで、それ以外にどれだけ必要かということで、今いろいろとご意見があったように、かなり規制すべきだということと、社会的な流れからすると許容すべきだという、そのバランスで、水野会長が今言われたように、金沢では現段階ではここまでしなさいと。少し、1 年後になるか何年になるかあれですが、いろいろな製品開発とか、社会状況の変化に応じて、運用規定を見直すという前提で今、この基準に至ったということです。

（水野会長）　今、川上委員からお話がありましたように、ある意味で非常に微妙な計画案ですが、その辺のところは、逆に言うと、少し曖昧にしておいた方がいいのではないかという思いもありますね。

ほかに何かご質問、ご意見等はありませんか。私から一つ、1 ページのスケジュール表がありますね。この下の欄の黄色のゾーンで 8 月から 9 月にかけてパブリックコメントを実施していくと出ています。今日の審議会でいただいたこの案をもう 1 回パブリックコメントにかけるということですか。

（事務局）　こちらの方のパブリックコメントは規則改正に伴うもので、既に 7 月の段階で運用内容、届出内容に関してパブリックコメントを実施しておりますので、規則というのは届出内容に関することなのですが、ほぼ同じ項目で、これは行政手続上しなければならないもので、現在やっております。基準に関するパブリックコメントはもう終了していますので、この審議を経て、すぐ告示の作業に入っていきたいと思います。

（水野会長）　これによる変更のパブリックコメントは特に考えていないということですか。

（事務局）　現在のところはそうです。

（水野会長）　分かりました。よろしいでしょうか。

（小林委員）　すみません、質問をお願いします。先ほど黒川先生からも、前回、既に話題になったという話で、その小学校などに集中的に設置するという案、これも私はいいと思うのです。恐らく金沢市内の、これだけ密集した地域でそういうエネルギーを確保するというのはやはり総合的に考えていかないと難しい。恐らく今ここに出ているのは全部対症療法になっていて、1 軒 1 軒そういうふうに申請があった場合に、それを周知していかなくてはいけないというのはかなり難しいと私は思います。そうすると、もう少し市全体の、いわゆるエネルギー計画というものを、今言った自然エネルギーとか、あるいはエコですね。やはりいろいろな方法を組み合わせていくという方法が考えられるのではないか。必ずしも太陽光をすべて融通する必要はないし、例えば鞍月用水とか大野庄用水の周辺だったら、あの用水の水流を使って、昔は全部水車とかで利用してきたわけです。金沢市史でもそうですが。やはりそういう水の利用はかつてあったわけで、しかも山森製粉さんとか、粉屋さんですけど、やはりちゃんとした水車がありましたし、そういうものを逆にうまく景観として復元すれば、別に粉屋でなくてもいいわけなので、何かそういう手を考えて、その周辺の人たちに提供する。あるいは卯辰山の少し山手の方に、先ほど緑地を考えながら、すごく私は風流だと思うのです。小さい風力発電とか、そういうものを見えないような形で持っていくとか、何かそういう市全体の、一つの景観保存というよりも、むしろそれをどうやってシステム化していくかとか、組み合わせを考えていくとか、その辺のところをもう少し時間をかけて検討していいのではないかという気がするのです。今、取りあえずこれはこれで一つの対策かもしれないのですが、なるべく早めにそういう計画も総合的に考えていただきたいと思います。意見です。

（水野会長）　整備局長、どうぞ。

（扇子局長）　ただ今ご提言いただきましたのはエネルギー政策全般の議論であると認識しております。今まではどうしても、いわゆる化石燃料系のエネルギーがかなりの割合になっていて、自然エネルギー、再生可能エネルギーは多様性がある水力とか小口の発電な

どを市としても今検討しております。今後、エネルギー政策そのものが多様化していかないとなかなか厳しいというところはあるのですが、その全体のバランスの問題もありますし、エネルギー政策だけを議論すると、金沢がこれまで培ってきた町の景観ということも当然かかわってきますので、その辺の折り合いをどうするかということ。エネルギー政策は環境局を中心に、具体的に学校に太陽光ができるのか、それから風力はできないのか、先ほど例示もありましたが、用水、水力のかかわりのところも何かできないかといったところを少し多面的に検討していくため、庁内にプロジェクトをつくって、検討、研究をしているような状況です。

ただ、即そのことが次代のエネルギーを担うことができるのかというと、なかなか厳しいという現実のお話もいただいておりますので、国の政策論、それから金沢市としてどうやって、そこの折り合いをつけていくのかということも含め、大きな課題であるという認識です。この太陽光発電についてはかなり喫緊の課題になっておりますので、せっかく付けていっていただくということも大事なことなのでしょうが、それはやはり町の景観なども少し配慮した上でのことだということで、まず届出をしていただくことが、われわれとしてもきちんと、どんな状況になっていくかということも把握できますし、今後の対応策にも必要なことかと思っております。この届出を市としてはかなり前向きな形で、市民の皆さんにもご理解いただきながら進めていきたいと考えております。以上です。

（水野会長）　どうぞ。

（山岸副会長）　確認です。今度、卯辰の寺院群の重伝建地区の話が間近ですが、それはこの話で齟齬をするところはないのですか。今度審査に上がって決まったときに、これが施行されて、そこで齟齬をすることはないのですか。ちょっと確認です。

（事務局）　今の景観条例の届出制度なのですが、伝建地区に関しては適用が除外されて、そのまま伝建地区の許可の判断に入っていきます。だから齟齬することはないです。また、私どもの設置する基準と、そして伝建地区の許可基準とは歩調を合わせて、整合が取れたような調整は図っています。

（山岸副会長）　今のお話は、重伝建地区の話が上がってきたときに、そちらの方からの

目線と、こちらで準備している話と、その間にいくらかすき間が出てきたときには、そこはその場でもって具体的に詰めをして事なきようにいくということですか。

（事務局）　現在の基準に関しても、伝建地区を所掌している歴史建造物整備課の方でも調整させていただいているのですが、伝建地区の基準は濃淡が3段階あって、一番一般的な建物が入っているところの許可基準と私どもの表現はほぼ合わせたような状況になっています。伝建物とか、もっとしっかり守るようなところに関しては、原則的には付けていただかないというルールにしていく予定なので、それに関しては、基準的には私どもの上を行ってしまっているというような状況です。

（水野会長）　ほかにありますか。宮竹委員。

（宮竹委員）　先般、計画部会のときに少し申し上げたのですが、独立型の工作物の場合、これは国交省の方から工作物の確認申請が不要になったようなお話があったのですが、民間の整備で市が整備にかかわっていないようなところでは、自立型の形が随分極端ですが、そういう場合、裏面処理というのですか、裏がどのように処理されているかも相当周辺の景観に影響を与えていくのではないかと思います。

メーカーの一つの製品ですから、裏面処理というのはある程度決まっているのでしょうが、非常にメーカーによってあまりよくない場合は、特別な処理をするとか、そういうこともあってもいいのではないかと。

例えば私の立場から少し言うと、裏面に周辺の地図を貼る、そういういろいろな処理の仕方があるのではないかなと。これはちょっと斜めで後ろがまともに見えるのですが。ですから、その辺の処理もある程度運用の面で決めていただくような話になるといいのではないか思います。

（事務局）　計画部会の際にも工作物扱いの意見は出ておりました。建築基準法の工作物の観点は、どちらかというと安全性にあります。メーカーの研究がかなり進んで、構造的な検討が太陽光パネルに対しては要らないということで、一応工作物の確認申請はこの春から要らなくなっています。自立型の場合に、確かに不安定なイメージがあって、周辺に関する影響はやはりあると思いますので、一応景観形成区域内は届出対象になって、その

中で裏面に関しても、ある程度の誘導はできると思います。ただ、景観形成区域以外に関しては、面積規模で一応線を引きましたので、届出にはなってこないと思うのですが、状況を見極めながら、かなり進展するようならば、今後その対象規模であったり、その処理の仕方の誘導であったり、また検討していきたいと思っています。

（水野会長）　ほかにありますか。皆さんからいろいろとご意見をいただきました。特に見直し案について変更することはなかったように思いますが、事務局案のとおり答申することとしたいと思いますが、よろしいですか。

＜「はい」の声＞

（水野会長）　それでは答申することといたします。

(2)報告事項

専門部会での審議等について

建物部会

用水みちすじ部会

（水野会長）　続きまして(2)の報告事項に入りたいと思います。今年度前半の報告について、一括して事務局から説明をお願いいたします。建物部会、用水みちすじ部会です。

（事務局）　それでは建物部会の報告をいたします。景観政策課の新保です。よろしくお願いします。

今年度4月からの建物部会の開催についてですが、開催は6回ありました。審議報告した案件は延べで、近代的都市景観創出区域内が3件、伝統環境調和区域内が0件、伝統環境保存区域内が7件、その他の区域が1件ありました。上期の合計は延べ11件ありました。本日は上期に審議してきた案件について、区域別にスクリーンを使ってダイジェストでご報告いたします。

（以下スライド併用）

初めに近代都市景観創出区域についてご報告いたします。南町地内の事務所改修計画についてご説明します。計画建物は、平成6年にコンビニエンスストアとして建築された平屋建て高さ約4mの建物を、今回事務所として利用するに当たり外壁を改修する計画です。

計画地は近代的都市景観創出区域内であり、また、国の重要文化財である尾山神社神門前の参道にも面しております。

当初の計画では、改修後の外壁の色彩が基準に適合しておらず、また、重要文化財である尾山神社神門前という場所性も考慮して、当部会に諮りました。これまで3回の審議を重ね、了承されております。

これは国道157号から尾山神社方向を見た現況写真で、矢印の建物が計画建物です。このように尾山神社を背景とした非常に重要な場所です。当初は企業ブランドイメージとして真っ白な外壁で計画し、この場所における基準に合致していませんでした。当部会としては、ブランドイメージも理解できますが、尾山神社前という重要な場所であるということから推奨色を前提に見直すよう要望し、また、国道側の液晶広告についても見直すよう要望しました。その結果、このように外壁については、推奨色ではないものの明度を抑えた落ち着いたものとしていただき、国道側の液晶広告についても表示面積を縮小していただきました。また、表示する広告の内容についても、別途、屋外広告物審査会で審議し、金沢の観光地の画像を織り交ぜながら、落ち着いた画像を採用していただきました。

次に、金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業の第3工区についてご説明いたします。計画建物は地上12階建て高さ約43mの店舗および福祉施設が併設する共同住宅です。計画地は金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業施行区域の5工区のうちの最後の工区です。

これは第4工区も含めた完成模型です。平成16年度および平成17年度に第4工区と一体として当部会へ報告案件として報告されており、今回、アーケードの形状の一部変更があるものの、今回も同様に報告案件としました。

これは完成イメージパースです。外壁の仕上げ素材や色彩に関しては、先に完成したこの第4工区と同様の仕様としております。

アーケードに関しては、当初この接続箇所に関して、このような大庇を計画していましたが、雨などの吹き込みなどを考慮して、このように連続性を確保するように変更しております。特にこの第4工区の形状に合わせ、建物本体も含めた統一的なデザインとしております。

続きまして、片町2丁目地内の金沢まちなか学生交流街拠点整備計画についてご説明いたします。計画建物は、平屋建て高さ約8mの集会所です。この計画は学生のまち推進条例を受けて、既存飲食店の集積も生かし、学生がまちなかに集い、市民や商店街との交流、連携によって、さまざまな活動を展開することでにぎわいが創出されるよう、隣接する市指定保存建造物である佐野家住宅の修復と併せ、まちなか学生交流街の拠点として市が整備するものなので、報告案件としました。

これがイメージパースです。奥にある大正時代から建つ佐野家を外観保存しながら、学生が集って、お茶やお花、絵画を学んだり、その成果を披露する「学生の家」として活用し、手前の「学生ホール」は旧料亭かわ新大広間を復元し、鉄骨造の覆屋をかけ、市民とともに多様な活動に対応できる拠点として計画されたものです。

外観は、目立たないよう落ち着いた黒としながらも、二つの建物がお互いを引き立たせるたたずまいとなるよう計画されたものです。

次に伝統環境保存区域における案件についてご報告いたします。宝町地内の金沢大学宝町修景計画および自走式立体駐車場建設計画についてご説明いたします。計画地は、平成21年の10月より新たに伝統環境保存区域に拡大されたエリアで、以前は敷地後方の崖地側の一部のみが伝統環境保存区域に入っていたもので、大学病院の建て替え計画の当初より当部会での審議をしてきております。今回はその最終段階として、敷地前面の駐車場や外構計画について審議を行ってきております。

これは現況の施設配置図です。敷地前面の建物は順次解体され、最終的にはこのような外構計画となり、前面に自走式立体駐車場が2棟配置される計画が示されました。

当部会としましては、長期的な計画も含め、もっと周辺とのつながりや連続性に配慮した開放的な計画となるよう要望し、自走式立体駐車場に関しては周辺街区や外周路からの見え方などを提示するとともに、頂部の見え方や、直接人の目線が届く範囲での配慮を検討するよう要望しました。

それに対し、このように立体駐車場の配置を西側に移動し、敷地前面の開放感を確保し、さらに前面道路に接する敷地内の部分に、道路に並行した歩道を整備し、周辺とのつながりや連続性に配慮した開放的な計画に変更したものが示されました。

また、立体駐車場はこのようなイメージで配置され、敷地内の既存樹木を生かし、さら

に補植するなどして駐車場の見え方を和らげる計画としております。

計画部分の拡大配置です。スクリーン右下の方向に病院建物への入り口があります。既存建物を挟んで、このような高さ関係になります。通常このような外壁になるのが標準ですが、公共空間に面する赤の点線で示した部分に関してはこのようにルーバーを採用し、表情を持たせた、周辺からの見え方に配慮したものを選定しております。

さらに既存樹木を生かしつつ高木を補植し、圧迫感の軽減も図っています。また、建物の足元には低木植栽することで、コンクリート素材などの見え方を和らげる工夫をしています。

このように当部会の要望を受け、良い方向へ修正されてきておりますが、路外駐車場や歩道および外構付属物など、全体外構計画の詳細や敷地全体としての色彩などの考え方について再度提出するよう要望しており、現在まだ継続審議となっております。

続きまして、丸の内地内の飲食店新築計画についてご説明いたします。計画建物は、地上 2 階建て高さ約 8m の飲食店です。高度地区の高さ基準内ではありますが、重要文化的景観の選定区域内でもあり、金沢城公園黒門前という場所性も考慮して当部会に諮りました。

これは金沢城公園側から計画地を見た現況写真で、矢印のところが計画地です。金沢城公園の入り口でもあり、非常に重要な場所です。

イメージパースです。金沢の風土・歴史・文化・伝統などのコンテクストを十分に踏まえ、外観は黒瓦ぶきの切妻屋根に、こげ茶色の押縁下見板張りの外壁とし、1 階の窓はこげ茶色の格子戸、2 階の窓にはべんがら色の格子戸を採用しております。

建物前面には「間」としてのウッドデッキをめぐらせ、店の玄関までは奥行きのある「路地」をめぐらすことで、「店（見世）」としての期待感と気配を感じさせることができるように意図した計画として提示されました。しかし、パースに示されていない部分の外壁についてはガルバリウム鋼板張りとなっており、このような場所では小規模で質の高いものが計画されることが重要文化的景観の観点からしても良いと考えて、当部会としては、下見板以外の外壁仕上げに関し、城下町金沢の歴史・文化を象徴する区域にふさわしい風格と落ち着きが感じられる伝統素材の採用や、外壁４面とも下見板など、できる限り統一した材料の採用を要望し、加えて格子戸も含め、金沢の伝統的な意匠の採用を要望しました。また、色彩に関しては伝統的な意匠に準じた色の採用として、特に 2 階格子戸のべんがら色については鮮やかすぎるので、もう少し抑える方向で検討するよう要望しました。さら

に設備機器やごみ置き場など外部に置かれるものに関し、格子や植栽などで囲い、目隠し修景するよう要望しました。

その結果、伝統素材の採用に関しては予算上対応できないが、格子戸に関しては鮮やかさを抑えた色彩に変更し、外部に設置するものは極力整理し、植栽などによる目隠し修景に配慮していただきました。

最後に、上期としましては、これまで説明してきた案件のほかに、斜面緑地保全区域内における住宅の新築計画や、パチンコ店のリニューアルに伴う外壁色に関する審議や、携帯電話基地局の高さに関する審議なども行ってきております。

当部会としては、このようにさまざまな区域において、いろいろな角度から慎重な審議を重ねております。本日はこの概要についてご報告させていただきました。以上で建物部会からの報告を終わります。

（事務局）　続きまして、用水みちすじ部会の報告をさせていただきます。景観政策課の杉本と申します。お手元の資料、資料番号 3 番です。平成 23 年度用水みちすじ部会上期開催回数 1 回、審議案件は 3 件ありました。その 3 件について、審議内容を報告させていただきます。

（以下スライド併用）

まず、緑の小径整備工事です。事業主体は金沢市の緑と花の課です。対象地は本多町 3 丁目地内で、こちらに大拙館があります。鈴木大拙館の裏手の斜面緑地の、すそ沿いの散策路です。

鈴木大拙館の基本計画の方針の柱の一つとして、「思索や語らいができる空間」とがあります。その意味で当該小径整備が位置付けられているものです。それから中村記念美術館ですとか、美術の小径のアクセス性を高めるための散策路としての機能も有しております。

指定区域は、景観条例に基づく伝統環境保存区域、中央風致地区、斜面緑地保全条例に基づく斜面緑地保全区域、それから重要文化的景観区域に指定されております。

事業年度は、鈴木大拙館のオープンに合わせて今年度完成の予定です。

景の趣としては、「貴重な斜面緑地の自然環境に調和した散策路」ということです。

施工延長は 170m、幅員 1.5m。硬い舗装はせずに、竹チップを敷きならすという舗装です。

一部縦横断がきついところについては、地形の改変を極力避けるため、ウッドデッキの整備が行われます。それからLEDのフットライト、生垣整備が工事概要です。

現状写真ですが、既に建物については概ね完成しております。ちょうどこの裏手の方に入ったところから散策路が始まります。こちらの裏手の方から入っていきまして、建物の後ろ側を通って、少し坂を上がったところを二手に分かれて、左に入っていきますと、MROの駐車場の脇を抜けまして中村記念美術館の敷地に達する、こういった散策路の形状です。

計画平面図です。こちらは大拙館でして、こちらに散策路。二手に分かれて、こちらの方については思索ができるようなたまり空間、こちらに左折しますとMROの駐車場の脇を抜けて中村記念美術館の敷地に達するということです。

標準断面図です。先ほど申しましたように、竹チップを敷きならすということです。一部MROの駐車場の脇では見えがかりを助けるという意味で、ウバメガシの生垣が施工される計画です。

こちらは一部施工される木デッキの整備イメージということで、県立美術館裏で既に施工されているものです。同じような形のものが一部で施工されるイメージとなります。

それからLEDフットライトということで、ソーラーシステムのフットライトですので、配線は不要のものを適所に設置するというものです。

こちらは整備イメージです。可能な限り地形の改変を抑えて木チップ、それから法尻にはU字溝という計画です。

この計画を受けて、用水みちすじ部会として答申を出しております。少なくとも一部区間において、高齢者や車いす利用者が、緑の小径のメリットを享受し、思索にふけることができるよう、バリアフリー対応の形態とすることについて検討してくださいというものです。

もう１点、法尻面に配置する排水については周辺環境に調和し、かつ維持管理性の高い形態の採用について検討してくださいというものでした。このような状態ですと、落ち葉が中に入ったり、土砂が入ったりして、景観上、あるいは維持管理上もよろしくないといったことから出た意見です。

それから、当該地周辺は当市でも有数の成熟した原生林がある場所です。そういった貴重な原生林についての説明サインの設置についても検討してくださいといった三つの答申が出されております。

続きまして、主計町地区金沢方式無電柱化整備事業の報告です。資料2ページです。

事業主体は金沢市道路建設課です。対象地は主計町地内。指定区域としては、重要伝統的建造物群保存地区ということで、平成20年度に国の選定を受けております。それから、景観条例に基づく伝統環境保存区域に指定されております。

事業年度は平成23年度、現況としては幅員が1.3〜3mということで、非常に狭く、浅野川のメインの通りから1本入ったところの整備です。

整備方針決定フローということで、当該工事計画を立てるに当たり、住民参加型のワーキングを平成21年度に行っております。ここで地元の方々と一緒に地中化の方式ですとか、路上機器の配置計画、照明、舗装などについて、5 回にわたって検討を行っております。それを踏まえた形で用水みちすじ部会が先の6月30日に開催されております。景観形成の見地から審議をしたところです。

その後、今度は文化財保護の見地からということで、この工事自体が文化財を傷めることにならないかということで、伝統的建造物群保存地区保存審議会が7月28日に開催されておりまして、文化財保護の見地からの審議をいただいております。

なお、最終決定については伝統的建造物群保存地区保存審議会の判断に委ねるということとしております。

景の趣としては、「ひっそりとした裏路地にある茶屋街の風情」ということです。

施工延長が150m、軒下配線併用の無電柱化ということで、軒下配線を行うことによってコストの低減を図るというものです。それから電力の路上機器の目隠し修景、照明灯の設置、そのほか一部舗装や排水の復旧があります。

現況写真で、浅野川沿いのメインストリートから1本入った堤防の道です。こちらが暗がり坂に達するものです。こちらに照葉ざくらというものがありまして、照葉ざくらの命名の記という説明書きがあるのですが、この背後に路上機器を設置して、見えがかりを助けるといった計画です。後ほど説明します。

もう一つ、今のところに並行に今度はあかり坂に達する、ここは一番狭い道なのですが、ここも工事の対象となっております。

軒下配線のイメージを示しております。金沢市では、金沢方式の無電柱化と銘打ちまして、その場所に応じてさまざまな手法を取り入れ、コストを抑えた無電柱化をするということとしております。当該地区においては軒下配線の手法を導入することで、電力の路上機器の数の低減、あるいは埋設管の工事費の軽減を図っております。

重要伝統的建造物群保存地区ということで、国の重要文化財、しかも面的な重要文化財ということで、建物自体は保存が原則となります。それから建物自体を改修するときにも壁面線をそろえて建ててくださいという基準があります。そういったことから軒下配線が可能となるというものです。

計画平面図です。軒下配線と言いながらも、幹線管路はどうしても埋設が必要になってきます。それに付随して舗装復旧が必要になります。それから、黄色い点で示したところが照明灯を設置する場所です。そのほか、後ほど説明する電力の路上機器、これが源法院の境内、こちらは暗がり坂の照葉ざくらの説明板の場所、ここの電力の路上機器に目隠し修景を行います。

標準断面図ということで、非常に幅の狭い道の中に既存の埋設管がある中で、何とか一部の埋設管路を埋設しなければならないというものです。

一部開削区間の舗装材については、既存の舗装と同じ形で、大磯という深緑色の石の洗出しを施工するものです。

照明灯については用水みちすじ部会で次の三つの案を提示し、それぞれのご意見をいただいております。最初のA案ですが、伝統的な茶屋街の茶屋建築の街なみを阻害しないようにシンプルなデザインで主張しないもの、機能重視のものということです。B 案については、既存の照明灯の形を踏襲して、サイズ的には道のサイズに合わせてスケールダウンする。C 案については、戦前戦後の時代にあったような裸電球のイメージということで、街なみに合わせて積極的に修景をしていくというものです。以上、３つの案について、ご意見をいただいております。

続きまして、源法院境内の路上機器の目隠し修景について、板塀を設置することで目隠し修景を行うというものです。それから主計町事務所前、暗がり坂へのタッチの部分ですが、先ほど申しましたように、照葉ざくらの説明板の後ろに路上機器を配置して見え方を助けるという計画です。

整備イメージです。無電柱化ということですっきりとした景観となります。

この計画を受けて答申が出ております。照明灯については、さりげなく主張しない形態意匠とすることを基本とします。通りとしてのスケールに合わせたサイズとするよう検討してくださいというものです。あまり主張するものではなく、さりげないものということで、A 案を基本として考えてくださいという答申が出ております。それから、当該地にふさわしい夜間景観を演出することも含めて、照射する位置ですとか、光の向き、配光特性

などについて検討をしてくださいということが出ております。

二つ目としては主計町事務所前における路上機器の目隠し修景についてです。下が少し開いているということもありまして、ここを例えば低木で埋めたとしても何となく無理やり隠しているように見えるということも考えられますので、ついたて状のものとし、足元を地覆類とすることなども含めて検討してほしいという意見が出ております。これらの意見があったことを含めて伝建審からもご意見をいただいております。以上で主計町地区の金沢方式無電柱化整備事業の報告を終わります。

最後になりますが、都市計画道路、専光寺野田線無電柱化工事です。資料3ページになります。対象地は、野町・広小路から白菊町の交差点、坂道の部分です。

指定区域としては、景観条例に基づく伝統環境調和区域、それから沿道景観形成条例に基づく西インター大通り区域ということで指定がされております。金沢の玄関口としてふさわしい沿道景観の創出を目的として、石川県の方で増泉の方から野町の方にかけて無電柱化の事業を行っており、今回はその最終工区となります。

なお、こちらにおいても地中化の方式、あるいは舗装材、照明、そういった景観構成要素の計画について、地元の住民の方々と検討会を重ねながら進めております。

景の趣としては、「歴史都市金沢へのアプローチとして期待感を感じさせる坂道」ということです。

延長は180m。一部裏配線方式を活用した無電柱化です。歩道塗装工はコンクリート洗出し、無散水融雪の融雪装置があります。それから照明灯の設置。そのほか老朽化したアーケードの撤去があります。こちらのアーケード撤去については地元商店街による施工となっております。

こちらは現況写真で、広小路の交差点から海側に向かっての写真です。

こちらは白菊町の交差点から広小路交差点、寺町に向かっての写真です。

坂道の区間ですので、入り口が決まっている中で、縦断設定が非常に制約を受けるというような工事となってまいります。このような三角形の細い部分がどうしても出てまいります。1件1件、地元の方々と詰めながら縦断設定をしていくような形となります。

それから、一部車の乗り入れる箇所において、歩道全幅を使ってすり付けているところが見受けられまして、こちらの方を歩いていると非常に歩きにくい状況になっております。こういったことも今回の工事に併せて勾配修正をする計画です。

それから、商店街の持ち物であるアーケードは非常に老朽化が進んでおりまして、商店街施工によって工事に合わせて撤去するという計画です。

計画平面図ですが、青いマーキングが路上機器の場所、それから黄色い丸が照明灯の場所です。これらについても地元の方々との検討会の中で了承をいただいています。

赤いハッチングのところについては裏道があり、裏から配線をすることで工事費の軽減を図ります。

標準断面図ですが、片側2車線の道路で、両側に3mずつの歩道が施工される計画です。

舗装材については、上下流が既に完成しております。その連続性に配慮して、グレー系の洗出しの舗装とするということです。

それからアーケード撤去の代替措置として、無散水の融雪装置が施工されるということです。

照明灯についても、通りとしての連続性を考慮して、整備済みの区間と同様のデザインで、すっきりとしたシティブラウンのものを連続させる計画です。

植栽帯については、地元住民の要望もあり、歩行空間をなるべく広く取りたいということで、幅は最小限に抑えて、植栽種はハマヒサカキです。これは瓶割坂といいまして、広小路から犀川大橋に下る坂で既に植栽されている、非常にきれいな葉が付いていますが、それとの連続性を図るというものです。

整備イメージです。アーケードが撤去されまして、非常に明るい感じの道路になることが期待されます。

これらの計画を受けて、部会としては計画案を了承しておりますが、意見として、施工に当たっては沿道家屋入り口の取り付け高さや、横断歩道の待ちスペースでの路面勾配等について十分に検証しながら進めてくださいということがありました。以上で用水みちすじ部会の報告を終わります。

なお、上期に斜面緑地保全部会・計画部会の合同部会が開催されましたが、そこで審議を経た上で、当計画審議会の方でも前回審議させていただいた卯辰山麓地区の伝建地区指定に基づく斜面緑地保全基準の一部変更がありました。これは緑被率誘導表の変更、敷地内の緑化率の変更というものがありました。これについては無事、当審議会の答申を終えて、去る7月4日に変更内容が告示となったということで、ご報告させていただきます。以上です。

（水野会長）　ありがとうございました。今日は専門部会の森委員は欠席です。それでは用水みちすじ部会の黒川委員、何か追加することがありましたらお願いします。

（黒川委員）　特に追加はありません。十分ご説明いただきましたが、緑の小径のときは、答申にもバリアフリーのことは少し書いておりますが、ここは斜面緑地、それから原生林、それを傷めるのか、それともバリアフリーを犠牲にするのかという議論になってくるのです。当然どこでも絶対に車いすの方が通れなくてはいけないということにはなり得ないので、配慮はしていただいて、大拙館に行くと向こうへ抜ける小径があるのだよと、そういう雰囲気を、必ずしも通らなくても、そこで味わっていただくということであればいいのではないかという話がありました。

議論はいろいろあったので、いちいち取り上げると時間がかかりますから、大体察していただければと思います。

（水野会長）　はい。それでは時間もだいぶ迫っておりますが、建物部会、用水みちすじ部会、二つの部会の報告について、ご質問、ご検討をお願いします。

（黒川委員）　一つだけ。建物部会長はいらっしゃらないのですが、この伝統環境保存区域の飲食店新築計画ですが、既に通っているものなので、感想になりますが、もともとがどんなデザインだったのか、よく分からないのですが、要するに金沢だから押縁の下見板だとか、何となく格子みたいなものをやっておけばいいのではないかみたいな、ちょっとイージーな印象を受けるのです。特に奥の建物の格子は上下つながっているし、下の部分は何なのですか。単なる意匠ですか、それともここから明かりでも入るのですか。

（水野会長）　格子の部分ですね。

（黒川委員）　そうですね。

（事務局）　左手の。

（黒川委員）　そうですね。

（事務局）　この部分は単なる意匠です。一応建物部会からの意見として、町家風にしておけばいいとか、そういう安易な考え方のデザインでは困るということで、そういった金沢の伝統的な建物としての意匠形態に見直すような要望はしました。似せるという意識ではなく、こういうデザインの飲食店という回答があり、やむを得ないという判断となった経緯があります。そういう意味で、基本的に町家をデザインしたというよりかは、こういう格子戸のデザインということでさせてもらいたいとのことで、建物部会としてやむなく了承したという点もありました。

（竺委員）　この場所は重要文化的景観の区域でもあり、非常に重要な場所である。特に２階の格子など、伝統的な金沢町家の方式でやってもらうよう、建物部会として要望をしたが、現行の基準の中ではそこまで規制することはできないので、やむなしと判断したということです。

（水野会長）　ほかにありませんか。どうぞ。

（川上委員）　確認というか、教えていただきたいのですが、尾山神社前の事務所の改修計画で、かなり協力いただいたというお話がありましたが、この液晶のこれは、屋外広告物の基準に合っているのですね。壁面からすると非常に大きくて基準にあっていないような気がするが、自家広告だけなのか、自家広告以外もこういうところで映されるのか、その辺をちょっと、説明をお願いします。

（事務局）　建物部会の審議と併せて、屋外広告物審査会での審査も継続して行いました。屋外広告物としては、映像表示装置に関しての面積は自家広告では 1/2 と厳しくなります。当初、今の映像表示装置は 9 面で上がってきたところ、協議の中で 6 面まで絞らせて現在のような状況になっています。指導は進めてきて、今のような形態になっています。建物部会と屋外広告物審査会の双方で指導をしてきた経緯があります。

（川上委員）　自家広告以外も出るわけですか。

（事務局）　自家広告です。

（川上委員）　自家広告だけですか。

（事務局）　自家広告で、一応一定の面積の中では許可しています。

（川上委員）　分かりました。

（水野会長）　ほかにありませんか。どうぞ。

（越智委員）　ちょっとお尋ねします。この大拙館の裏の緑の小径の部分ですが、大拙館から左右に分かれるところまでのこの図面で、ここは車いすが通れるのですか、通れないのですか。通れませんよね、すぐ階段がありますから。

（事務局）　ここでちょっと階段があります。

（越智委員）　階段ですか。

（事務局）　答申としては、少なくとも一部の区間だけでもバリアフリーでという意見が出ていたわけですが、高低差がある中である一定の勾配で結ぼうとすると距離を非常に長くするしかなく、距離を長くしてやっと到達するようなやり方になる。そうなると、逆に歩きやすい道なのかどうか、そういったことも含めて総合的に検討した結果、やはりバリアフリーの対応は難しいということで、今いけるのはこのあたりまでというような形になっています。

（越智委員）　ありがとうございました。

（水野会長）　ほかにありますか。建物部会も、用水みちすじ部会も、金沢市内の細かいところを一つ一つ検討しているようです。先ほど平田委員からも出ましたが、そういった

一つ一つの積み重ねみたいなものが何十年たつと町を変えていく大きな力になっていくと考えていますので、これは辛抱強くやる作業です。

　それと、一つ一つの対象者と協議しなければいけないということも含めて、大変な作業ですが、ずっと続けていく必要があるのではないかと思います。

　それでは各専門部会についてはこれで終わりたいと思います。

　これで本日予定した議題はすべて終了いたしました。ほかに何かございませんか。ないようでしたら時間もまいりましたので、これで本日の審議を終わります。

5.閉会